

名勝金平成園（澤成園）条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、名勝金平成園（澤成園）条例（令和2年黒石市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開園日、休園日及び開園時間の変更）

第2条 教育長は、条例第5条第2項の規定により金平成園（澤成園）（以下「金平成園」という。）を臨時に開園し、又は閉園するとき、及び条例第6条の規定により金平成園の開園時間を変更するときは、その旨をあらかじめ金平成園の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（入園券）

第3条 条例第7条の規定により交付する入園券は、名勝金平成園（澤成園）入園券（様式第1号）とする。

（入園料の減免）

第4条 条例第8条の規定による入園料の減額又は免除（以下「入園料の減免」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 市が行う業務上必要と認める者 免除

（2） 黒石市立小学校及び中学校が行う授業のため入園する児童生徒の引率者 免除

2 前項の規定により入園料の減免を受けようとする者は、名勝金平成園（澤成園）入園料減免申請書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、入園料の減免を決定したときは、名勝金平成園（澤成園）入園料減免決定通知書（様式第3号）を交付する。

（使用の許可）

第5条 条例第10条第1項の規定により金平成園の有料施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとする者は、使用しようとする日の3月前から7日前までに名勝金平成園（澤成園）使用許可申請書（様式第4号）を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 教育長は、有料施設の使用を許可したときは、名勝金平成園（澤成園）使用許可書（様式第5号。以下「許可書」という。）を交付する。

3 前項の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際に当該

許可書及び使用料の領収書を係員に提示するものとする。

(使用中止の届出)

第6条 使用者は、有料施設の使用を中止しようとするときは、速やかに名勝金平成園（澤成園）使用中止届（様式第6号）に許可書を添えて教育長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、名勝金平成園（澤成園）使用料還付申請書（様式第7号）に当該使用料の領収書を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、使用料の還付を認めたときは、名勝金平成園（澤成園）使用料還付決定通知書（様式第8号）を交付し、当該使用料を還付する。

(使用料の減免)

第8条 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除（以下「使用料の減免」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、減免後の額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 市の機関が主催する事業に供する場合 免除

(2) 市の機関が共催する事業に供する場合 5割減額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、名勝金平成園（澤成園）使用料減免申請書（様式第9号）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、使用料の減免を決定したときは、名勝金平成園（澤成園）使用料減免決定通知書（様式第10号）を交付する。

(日計表及び月計表)

第9条 教育長は、開園した日ごとに日計表（様式第11号）を、月ごとに月計表（様式第12号）を作成するものとする。

(金平成園の管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第10条 条例第17条の規定により、金平成園の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条、第4条第2項及び第3項、第5条第1項本文及び第2項、第6条、第7条、第8条第2項及び第3項並びに第9条中「教育長」とあり、並びに様式中「黒石市教育委員会教育長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項ただし書中「教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ教育長の承認を得て、これを変更す

ることができる」と、第4条（見出しを含む。）及び様式中「入園料」とあり、並びに第7条（見出しを含む。）、第8条（見出しを含む。）及び様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。